

## 著作の執筆と出版こぼれ話（その四）

所 功（81歳）

### D 皇室関係制度の研究と提言

17 『日本の年号——揺れ動く〈元号〉問題の原点』（雄山閣カルチャーブックス、B6判246頁）昭和52年（1977）2月（35歳）

3 『年号の歴史——元号制度の史的研究』（雄山閣、初版、昭和63年（1988）3月（46歳）→増補版、（A5判296頁）平成元年4月

年号（元号）制度については、学部卒業論文で取り組んだ三善清行が「革命勘文」により「延喜」改元（901年）を実現させた経緯を検討して以来、研究に努めてきた。

その年号は、明治の『皇室典範』にあった一世一元の規定が戦後削除されたので、御代替りに直面しても改元できない惧れがあり、昭和40年代中ごろから「元号法制化」の声が高まった。けれども、元号制を天皇制度と絡めて、共に廃止すべきだ、と主張する動きも根強かった。

そこで、その存続を願う立場から、昭和50年（1975）3月に皇學館大学を退職する際、「日本の年号」と題する講義をした。それが冊子化されたので、文部省の教科書調査官室で知りあった書道担当の北川博邦氏（のち國學院大学教授）に差し上げたところ、雄山閣出版の芳賀章内編集長の手に渡り、より詳しい日本年号通史の概説を依頼された。その序文を坂本太郎博士にお願いしたところ、快く過分の賛辞を書いて下さった。なお、同年4月、皇學館高校の学校祭で『伝統と革新——年号文化をめぐる——』講述した（翌年2月、B6判45頁）。

それから2年後（昭和54年7月）、『元号法』が衆参両院で大多数の賛成をえて成立した。それには、まず「元号は、政令で定める」と、改元が古来の勅定ではなく政府の政令によること、ついで「元号は、皇位の継承があった場合に限り改める」と、一世一元（一代一号）の原則が再び明文化されている。

その8年後（昭和62年秋）、85歳の天皇が癌の手術をされると、万一に備えて改元準備が内々始められた。すると、17を出した雄山閣から、元号関係の論考集成を勧められ、10本の論文と解説を纏め、翌63年3月出したのが3である。

それから10ヶ月後の同64年1月7日、天皇（87歳8ヶ月余）が崩御されると、『元号法』に則り速かに「平成」と改元された。その際、NHKテレビの特別報道番組で解説を担当し、また二つの月刊誌の新稿を付け加えて3の増補版とした。

さらに、上記両書で世話になった編集長から、将来ぜひ総合的な元号事典を作ってほしい」といわれた。しかし、それを一人で作り上げることは難しく、20年以上経ったが、京都で同志社大学の大学院へ出講した時に受講してくれた久禮旦雄氏（現在京都産業大学法学部准教授）や、産業大学日文研の研究会に参加してくれられた五島邦治氏（京都造形大学教授）、吉野健一氏（京都府教育庁文化財保護課員）などにも分担執筆してもらい完成させたのが、38『日本年号大事典』（雄山閣、A5判806頁、平成26年1月→普及版、同28年1月）である。

40『元号——年号で読み解く日本史——』（文藝春秋、新書判352頁）平成30年（2018）3月（76歳）

41『元号読本』（創元社、B6判）令和元年（2019）5月（77歳）

平成29年（2017）5月『皇室典範特例法』の制定により、翌30年5月に代替りされ、新元号が施行されることになった。すると、文春新書の編集者から、日本史上の元号を判り易く早急に書いてほしいと依頼された。

しかし、これも独力で短期間に書き上げることは難しいので、上記38の事典作成に尽力してくれられた久禮且雄氏と吉野健一氏に協力を求め、三人の共著として仕上げたのが40である。

また、その直後、創元社の編集者から新元号の施行にあわせて日本年号を通覧できる読本を依頼された。しかし、屋上屋を架することになると思い一たん断ったが、上記両書の中間的なものも必要だと説得され、再び久禮・吉野両氏との共著として仕上げたのが41である。

なお、平成31年4月1日の「令和」改元公布当日（施行は5月1日）、NHKテレビと民放各局および新聞・雑誌から解説を求められ、久禮・吉野両氏と三人で分担して対応した。「平成」改元は、前帝崩御直後の重苦しい雰囲気の中であったが、今回は天皇退位（譲位）に先立つ明るい改元披露となったことに、深い感慨を覚えた。

19『国旗・国歌の常識』（初版、近藤出版社→改訂版、東京堂出版、A5判170頁）平成2年（1990）7月（48歳）→同5年6月（51歳）

20『国旗・国歌と日本の教育』（モラロジー研究所出版部、B6判206頁）平成12年（2000）2月（58歳）

日本の国旗が「日の丸」（日章旗）であり、国歌が「君が代」であることは、明治以来いわば自明の事実とみなされてきた。しかし、一部の政党や教員組合の活動家などが、学校行事などで「日の丸」を掲げ「君が代」を歌うことに反対し続けた。

それを憂慮されていた近藤安太郎氏（吉川弘文館元編集長、古系図の研究者）が国旗と国歌に関する平易な解説書を依頼してこられた。そこで、日本だけでなく全世界の国旗と国歌の来歴と意味も説明したのが19である。

しかし、その後も「日の丸」「君が代」には明文上の法的根拠が無いから認め難い、と言い張る人々の反対運動が激化した。そこで政府（小渕恵三内閣、特に野中広務官房長官）は、平成11年（1999）「国旗・国歌に関する法律」案の上程に踏み切り、国会で大多数の賛成をえて成立された。

その際、数年前の拙著19（改訂版）が関係者に注目されたのか、衆議院内閣委員会と参議院特別委員会に招かれ、法制文化史の立場から賛成意見を主張した。その公述記録や前後の講演記録を集成したのが20である。

これによって、「日の丸」は万物に光明と恩恵をもたらす太陽を表わし、また「君が代」は日本国を代表し国民統合の中心と定められる象徴天皇を表すもの、とする公的解釈が確定したことになろう。

36『皇位継承』（文藝春秋、初版→増補改訂版、新書判266頁）平成10年（1998）10月（5

6歳) →同30年(2018) 3月(76歳)

23『近現代の「女性天皇」論』(展転社、新書判206頁)平成13年(2001) 11月(59歳)

平成5年(1993)結婚された皇太子と同妃には三年以上経っても「お世継ぎ」が生まれず、また先に結婚された秋篠宮と同妃の間に生まれたのも、そのころ姉妹だけである。従って、このまま推移すれば、現行『皇室典範』の定める「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」ことが難しくなる。

それを現下の重要問題とみなした文藝春秋の編集部では、新企画の「文春新書」第一号のテーマを「皇位継承」と定め、その執筆を高橋紘氏(共同通信社会部宮内記者)に依頼した。しかし、これには現状だけでなく歴史的な由来の解説も必要と考えた同氏が、私に片棒を担ぐよう言って来られ、共著として出版されたのが36である。

高橋氏と私は生年月日(昭和16年12月12日)が全く同じであるが、知り合ったのは、昭和62年(1987)彼の新著『象徴天皇』(岩波新書)を読み文通するようになってからで、性格も表現方法も異なる。しかし、皇室を敬愛し、その永続を願う点は変わりなく、彼が平成23年(2011)9月、癌のため69歳で永眠するまで親交を重ねた。

その間に皇室では、平成13年(2001)12月1日、敬宮愛子内親王が健かに誕生されたけれども、女子では皇位を継げないことになっている。しかし、それは明治22年(1889)以来の『皇室典範』により決められた限定であって、それ以前に明文上の規制はない。そこで、将来の非常事態に備えて近現代の関係資料と論考を集成したのが23である。

25『皇位継承のあり方——“女性・母系天皇、は可能か——』(PHP研究所、新書判261頁)平成18年(2006) 1月(64歳)

29『皇室典範と女性宮家——なぜ皇族女子の宮家が必要か——』(勉誠出版、B6判253頁)平成24年(2012) 6月(70歳)

平成の天皇と皇后が内廷で頼りにしてこられた清子内親王(昭和44年4月生まれ)は、平成16年11月、黒田慶樹氏と結婚して皇籍を離れられた。このままでは、同様に秋篠宮家の二内親王も三笠宮家の二女王も高円宮家の三女王も、いずれ結婚されると皇室を出るほかない。一方、皇位継承できる若い世代の皇族は、当時天皇の長男(皇太子)と次男(秋篠宮)の両親王および三笠宮家の三親王しかおられない。

このような現状を直視した政府(小泉純一郎内閣)は、福田康夫内閣官房長官のもとに「皇室典範改正準備室」を置き、「皇室典範に関する有識者会議」を設けて、平成17年(2005)二十回の会合を重ねた。その間に二回合計8名の学識者からのヒヤリングが行われた。そこへ6月9日に招かれて管見を公述したが、その全容と関係の論考を集成したのが25である。

この有識者会議では、「皇位の安定的な継承を維持するためには、女性天皇・女系天皇への途を開くことが不可欠」であり、継承順位は「長子優先」が適当、との結論を答申した。しかし、従来の男系男子限定こそ皇位継承の「原理」だ、と主張する人々が強烈に反対運動を行った。

しかも、翌年2月、秋篠宮紀子妃に御懐妊のスクープが出たので、政府は典範改正案の国会上程を取り止め、9月6日に悠仁親王が無事誕生されると、典範改正は当分不要、との声が広がったのである。

とはいえ、それは問題の先送りにすぎない。将来、悠仁親王が皇太子から天皇への道を歩まれる間に、その結婚相手は男子を産まなければ先が続かない、というような前提では相手が容易に決まらず、何とか結婚されても男子を儲けられるとは限らない。また、悠仁親王の周辺に末永くいて公務を分担できるような皇族女子も、早晚皆無とならざるをえないからである。

そこで、政府（野田佳彦内閣）は、皇位継承問題を避けて、皇族女子が結婚後も皇族として皇室に留まれる道を開くため、平成24年（2012）2月から「皇室制度に関する有識者ヒアリング」を、六回合計12人から行った。

しかし、あらかじめ示された政府案では、皇族女子を当主とする「女性宮家」が必要としながら、その結婚相手もその子女も皇族としない、という中途半端なものであった。そこで、急遽関係拙稿を纏めて、6月に29を出版し、7月5日のヒアリングでは、その要点を陳述した。

やがて政府は、10月に「論点整理」を公表し、一般からの「意見募集」（パブリックコメント）を行った。すると、「女性宮家」の創設自体に反対を唱える意見が猛烈に寄せられ、しかも12月に総選挙で大敗した野田内閣の総辞退により、立ち消えとなった。

30『象徴天皇「高齢譲位」の真相』（KKベストセラーズ社、新書判295頁）平成29年（2017）1月（75歳）

33『天皇の歴史と法制を見直す』（藤原書店、B6判431頁）令和5年（2023）6月（81歳）

このように平成17年（2005）と同24年（2012）、政府が「皇室典範改正準備室」を実動させてともかく改正案を用意したが、皇位継承問題も女性宮家問題も棚上げになってしまったのである。それを一番心配しながら見守っておられたのは天皇ご自身であろうが、『皇室典範』という法律制度の在り方に関与されることはできない。

それにも拘わらず、平成15年（2003）に癌の手術をされた天皇は、高齢化の進行に伴い「象徴」としての役割を自ら果たし難くなることを懸念されていた。そして典範の規定する終身在位でなく、80歳（平成25年）ころまでに「譲位」したい、との御意向を宮内庁参与（長官・侍従長も含む）の会合で内々示されたという。しかしながら、それを伝え聞いた筈の政府は、表むき何も対応していない。

すると、平成28年（2016）8月、天皇（82歳）は一般国民に向けて「象徴天皇としてのお務め」と題するビデオメッセージ（全テレビ局で放映）を公表され、象徴の役割を次世代の皇太子に譲る必要があることを示唆された。

それに対して国民の大多数は、直ちに理解と共感を示したので、ようやく政府（安倍晋三内閣）も対応に動き出した。すなわち9月から「天皇の公務の負担軽減に関する有識者会議」を立ちあげ、三回合計16人から「学識者からのヒアリング」を行っている。

そこへ私も11月7日に招かれて管見を公述した。しかも、それに先立って、8月中ごろ、ベスト新書の編集者から、「生前退位」の意味と実現の方法などを自由に書いてほしいと依頼された。そこで、可能な限り関係資料を集め、ヒアリングの準備を進めるかたわら、「高齢譲位」が妥当で必要な所以を書き上げたのが28である。

やがて有識者会議は、翌29年（2017）4月、「生前退位」への途を開く報告を答申した。しかも、それに並行して国会では、衆参両院の正副議長が、すべての各党・会派に

呼びかけて会合を重ね、大筋で合意を形成した。その結果、『皇室典範』の本文（終身在位）は変更せず、高齢を理由として退位（譲位）を可能にする「特例法」の法案が上程されると、6月早々衆参両院で出席者全員の賛同をえて成立しえたのである。

それと共に注目すべきは、両院の与野党が話しあいを重ねて、『特例法』成立の際、政府が①「安定的な皇位継承を確保するための諸課題、②女性宮家の創設等について、皇族方の御年齢からして先延ばしすることはできない重要な課題である」から、「速やかに……検討を行い……国会に報告すること」を「付帯決議」としたことである。

そこで、この『特例法』に基づいて、翌年（2019）4月末日、平成の天皇（85歳）が「退位の礼」を行われ、5月1日から皇太子徳仁親王（58歳）が第126代の天皇として即位（踐祚）された。

けれども「付帯決議」の検討は先送りされ、ようやく令和3年（2021）3月、政府（菅義偉内閣）が有識者会議を立ち上げ、十三回の会合を重ねた。その間の4月21日に行われた「学識者ヒアリング」に私も招かれ管見を率直に述べた。

この有識者は12月に提言を政府に答申し、翌4年（2022）1月、政府から国会に報告している。しかし、その後、政府（岸田文雄内閣）も衆参両院も正式に改正への動きをみせないのは（各政党内では検討中と伝えられるが）、甚だ遺憾といわざるをえない。

それに対して私は、平成17年（2005）以来4回にわたってヒアリングに応ずるかたわら、『皇室典範』の本格的な改正を念願して、大阪の「国民会館」主催の公開講座で、まず最高法規の現行憲法が第一章を「天皇」とし、「象徴世襲天皇制度」を明示している重要性を詳述した（45『日本国憲法「天皇」の再検討』A5判100頁、平成25年10月）。また、この象徴世襲天皇の公的役割だけでなく、宮家も含む皇室を支える『皇室経済法』と宮内庁・皇宮警察の役割なども詳述して、問題点を具体的に指摘した（46『令和日本の皇室制度を建て直す』A5判95頁、令和4年5月）。

さらに、この両講演録を合冊する程度のもので出せないかと思い付いた。そこで、10年ほど前に市村真一博士の評論集『皇室典範を改正しなければ宮家がなくなる』（B6判274頁）の校正を少し手伝って知遇をえた藤原書店の社主に相談した。すると、この機会に歴代天皇と皇室制度の全体像を存分に描き尽してほしい、といわれた。そこで、10月から半年余りかけて書き上げたのが33である。

ただ、これを6月9日の大婚三十年にあわせて出版するため校正を急ぎ、思いがけない誤植を少なからず見逃したことは、まことに申し訳ない（正誤表はHP//tokoroisao.jpに掲載）。さりながら、八十歳代に入っても健康に恵まれ、妻の介護をしながら新著を書けたことは、まことに有り難い。

（かんせいP L A Z A 令和5年8月10日）